

令和8年6月1日以降の公告案件から適用

建設工事等の入札における「最低制限価格」の算出方法について

千曲市管財契約課

最低制限価格の算出方法は以下のとおりです。最低制限価格を下回る金額を提示した入札参加者は失格となります。

いかなる種類(業種区分)により最低制限価格を算出するか等については、公告等を参照してください。

1 建設工事

改正箇所

種類	最低制限価格(税抜き)の算出方法
工事 (1)	直接工事費の97% + 共通仮設費の90% + 現場管理費の90% + 一般管理費の68%
	① 上記の各費用の計算値(端数処理は行わない)の合計値(端数処理は行わない)を設計金額(税抜き)で除して得た値を算出します。(ここで、小数点以下第5位を切捨てます。) ② ①で算出された値に設計金額(税抜き)を乗じた値を求めます。 なお、①で算出された値が0.92を超える場合は0.92を設計金額(税抜き)に乘じ、0.8に満たない場合は0.8を設計金額(税抜き)に乘じて値を求めます。 ③ ②で求められた値について、設計金額(税抜き)の額に応じて端数切捨て(万円単位で処理)を行い、最低制限価格とします。

種類	最低制限価格(税抜き)の算出方法
工事 (2)	① 各工事(事業)における「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費」を算出する。 (なお、各工事(事業)における経費は、それぞれの経費対象額を合計し、その額に対する経費率により算出する。) ② ①で算出した値を「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費」の各項目ごとに合計する。 ③ ②で算出した値を、本工事における「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費」とし、その値を基に、工事(1)の方法により、最低制限価格を算出します。

種類	最低制限価格(税抜き)の算出方法
工事 (3)	① 各工事(土木工事と管路工事等)における「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費」を算出する。 (なお、各工事における経費は、工事毎に個別の工事として算出する。) ② ①で算出した値を「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費」の各項目ごとに合計する。 ③ ②で算出した値を、今回の合冊工事における「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費」とし、その値を基に、工事(1)の方法により、最低制限価格を算出します。

※建設工事のうち「変動型最低制限価格制度」で実施する案件は除く。

2 測量等コンサルタント業務

業種区分	最低制限価格(税抜き)の算出方法
測量業務	直接測量費の額 + 測量調査費の額 + 諸経費の 50%
土木関係の 建設コンサルタント業務 (土木一般)	直接人件費の額 + 直接経費の額 + その他原価の90% + 一般管理費の 50%
土木関係の 建設コンサルタント業務 (その他公告文で指定した場合)	直接人件費の額 + 直接経費の額 + 技術経費の60% + 諸経費の60%
建築関係の 建設コンサルタント業務	直接人件費の額 + 特別経費の額 + 技術料等経費の60% + 諸経費の60%
地質調査業務	直接調査費の額 + 間接調査費の90% + 解析等調査業務費の80% + 諸経費の 50%
補償関係の コンサルタント業務 (用地調査)	直接人件費の額 + 直接経費の額 + その他原価の90% + 一般管理費の 50%
補償関係の コンサルタント業務 (工損調査)	直接人件費の額 + 直接経費の額 + 技術経費の60% + 諸経費の60%

① 上記の各費用の計算値(端数処理は行わない)の合計値(端数処理は行わない)を設計金額(税抜き)で除して得た値を算出します。(ここで、小数点以下第5位を切捨てます)

② ①で算出された値に設計金額(税抜き)を乗じた値を求めます。

なお、①で算出された値が**0.81**を超える場合は**0.81**を設計金額(税抜き)に乘じ、0.6に満たない場合は0.6を設計金額(税抜き)に乘じて値を求めます。

ただし、測量業務については、0.82を超える場合は0.82を設計金額(税抜き)に乘じ、0.6に満たない場合は0.6を設計金額(税抜き)に乘じて値を求めます。

地質調査業務については、0.85を超える場合は0.85を設計金額(税抜き)に乘じ、3分の2に満たない場合は3分の2を設計金額(税抜き)に乘じて値を求めます。

③ ②で求められた値について、設計金額(税抜き)の額に応じて端数切捨て(**万円単位で処理**)を行い、最低制限価格とします。